

## 農業経営基盤強化準備金で取得する場合の申請に係るチェックリスト

住所又は所在地： 屋号又は法人名： 氏名又は代表者氏名：	電話： E-mail：
------------------------------------	----------------

各チェックポイントを確認の上、「チェック（申請者）」及び「提出書類」の□枠にチェックを入れて提出してください。

必要となる書類	チェックポイント	チェック (申請者)	チェック (担当者)
○農用地等を取得した場合の証明申請書 (別記様式第3号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提出年月日、住所氏名等の欄は記入されていますか。</li> <li>・ 個人・法人の該当する条文には○が付けてありますか。</li> <li>・ 「適用を受けようとする年分等」欄は記入されています</li> <li>・ 「農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかった金額」欄や「取得又は製作若しくは建設をした農用地等」欄は記入されていますか。誤った金額や取得等年月日になってしまいませんか。</li> <li>・ 農業用機械・施設等の1単位当たりの取得額は30万円以上ですか。(R5.4以降の取得に限る)</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
○農業経営基盤強化準備金に関する計画兼実績報告書 (別記様式第5号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提出年月日、住所、氏名等の欄は記入されていますか。</li> <li>・ 「地域計画の農業を担う者」又は「人・農地プランの中心経営体」の□にチェックが付いていますか。「地域計画等の市町村名（地域名又は地区名）」欄が記入されていますか。</li> <li>・ 「農用地等の取得計画」及び「農業経営基盤強化準備金の積立状況」欄は記入されていますか。</li> <li>・ 農業経営改善計画の内容と合っていますか。</li> <li>・ 取得計画の農業用機械・施設等の1単位当たりの所要額は30万円以上ですか。(R5.4以降の取得計画に限る)</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
○農業経営改善計画認定申請書及び農業経営改善計画認定書の写し（又は青年等就農計画認定申請書及び青年等就農計画認定書の写し）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既に有効期間は過ぎていませんか。</li> <li>・ 取得した農用地等の資産は記入されていますか。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
○対象交付金の交付決定通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前年に交付された交付決定通知書ではありませんか。</li> <li>・ 対象とならない交付金ではありませんか。</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
○前年から繰り越された準備金の金額を証する書類 (前年の青色申告決算書（貸借対照表、損益計算書）)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 別記様式第5号の「農業経営基盤強化準備金の積立状況」欄の申請前年の準備金積立額【10】、準備金取崩額【11】、期末準備金残高実績【14】と一致していますか。</li> </ul> <p style="margin-top: 10px;">【提出書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前年の青色申告決算書（損益計算書、貸借対照表） <input type="checkbox"/></li> <li>・ 農業経営基盤強化準備金の必要経費算入に関する明細書 <input type="checkbox"/></li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

○農用地等を取得したことを証する書類			
<b>農用地</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 次のうちいずれか           <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地登記簿（全部事項証明書）</li> <li>・売買契約書</li> <li>・農用地利用集積計画の写し</li> </ul> </li>   <li>● 領収書           <p style="margin-left: 20px;">（上記書類で金額が確認できない場合に別途必要）</p> </li> </ul>			
<b>機械、器具、構築物等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 支払と引渡が同日の場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・領収書</li> </ul> </li>   <li>● 支払と引渡が別日の場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・納品書</li> </ul> </li>   <li>● 領収書や納品書が提出できない場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売証明書</li> </ul> </li> </ul>			
<b>建物</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 建物を取得したことを証明する以下の書類           <p style="margin-left: 20px;">（次のうちいずれか）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物登記簿（全部事項証明書）</li> <li>・建物建築確認済証</li> <li>・検査済証</li> <li>・建築工事届</li> <li>・固定資産課税台帳登録事項等証明書</li> </ul> </li>   <li>● 農振法の農業用施設用地に所在することを証明する書類           <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村長が証明する農業用施設用地に所在することを証明する書類</li> </ul> </li> </ul>			
● 取得金額を証明する書類（上記の書類で取得金額が不明の場合、次のうちいずれか） <ul style="list-style-type: none"> <li>・売買契約書</li> <li>・領収書 等</li> </ul>			